

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなど、一定の基準を満たした方は、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

減免の要件や手続き等は以下のとおりです。

1. 減免の対象となる被保険者及び減免額

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主（主たる生計維持者）が死亡し又は^{※1}重篤な傷病を負った被保険者 全額減免

^{※1}「重篤な傷病」とは、1ヶ月以上の治療を有すると認められる場合などです。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主（主たる生計維持者）の^{※2}事業収入等の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する被保険者

^{※2}「事業収入等」とは、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のことです。

- i 世帯主（主たる生計維持者）の事業収入等のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
ii 減少することが見込まれる世帯主（主たる生計維持者）の事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

保険料の減免額は、^{※3}対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に、^{※4}世帯主（主たる生計維持者）の令和3年の合計所得金額に応じた^{※5}減免割合をかけた金額です。

$\text{※3 対象保険料額} = A \times B / C$
A：当該被保険者の保険料額
B：世帯主（主たる生計維持者）の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額
C：被保険者の属する世帯の世帯主（主たる生計維持者）の令和3年の合計所得金額

^{※4} 世帯主（主たる生計維持者）の令和3年の合計所得金額	^{※5} 減免割合
210万円以下であるとき	全部（10分の10）
210万円を超えるとき	10分の8

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主（主たる生計維持者）が事業等を廃止、失業した世帯 全額減免

2. 減免の対象となる保険料

- ・令和3年度保険料のうち令和4年4月以降が納付期限のもの
- ・令和4年度保険料

3. 申請に必要な書類

【減免の対象が①に該当する場合】

- ・介護保険料減免申請書
- ・医師による診断書

【減免の対象が②に該当する場合】

- ・介護保険料減免申請書
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免届出書
- ・令和3年分の所得が確認できるもの（令和3年源泉徴収票又は確定申告書）
- ・令和4年の事業収入等を証する書類（売上帳簿等の写し又は給与明細等）

【減免の対象が③に該当する場合】

- ・介護保険料減免申請書
- ・事業廃止届出書（個人事業主の廃業届出書）で税務署の受付印のあるものの写し

4. 申請方法

申請に必要な書類に必要事項を記入の上、税務課に提出して下さい。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での申請も可能です。

5. 問い合わせ先

宇多津町役場 税務課

電話 0877-49-8004